

## 戸沢村ふるさと納税返礼品要綱

令和1年10月1日

訓令第10号

(出品者)

第1条 この要綱において、「出品者」とは、次の各号の要件に該当するものとする。

- (1) 村を象徴する特産物又はサービスを提供するという矜持を持つ者であること。
- (2) 村に住所を有する者であること。
- (3) 村税その他の税に滞納がない者であること。
- (4) 戸沢村暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員、同条第4号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当しない事業者又は個人であること。
- (5) 村より依頼された発送通知に基づいて返礼品の梱包から発送まで責任をもって行える者であること。(一部の返礼品は例外とする。)
- (6) 返礼品の品質管理を徹底し、返礼品への苦情については真摯な対応ができる者であること。
- (7) 返礼品の品質、品質管理及び製造過程の質の向上を不断に目指し努力する者であること。
- (8) 出品する返礼品に係わる販売許可等必要な許可を得ている者であること。
- (9) 製造物責任法(平成6年法律85号)第3条に規定する製造物責任について遵守の意思を堅持する者であること。
- (10) 村の政策に対して理解し、まちづくり推進に積極的に協力する者であること。

(返礼品)

第2条 返礼品とは、次の各号の要件に該当するものとする。

- (1) 第1条の規定を満たした出品者が出品するものであること。
- (2) 「戸沢村ふるさと納税返礼品出品申込書」(様式1号)を村に提出し、認定を得たものとする。
- (3) 出品期間を通じて、品質を一定の水準において維持できるものであること。
- (4) 月間または年間の出荷量を事前に明示できるものであること。
- (5) 出品者自身が出荷できる状態にすることが可能なものであること。
- (6) 運送業者による配送に耐え、かつ食品の場合消費期限が出荷から3日以上先に設定できるものであること。
- (7) 戸沢村、出品者及び地域産業をPRできるものであること。
- (8) 村長が認めるものであること。

2 返礼品等の額については、次の各号の要件に該当するものとする。

- (1) 戸沢村では最低寄附金額が5,000円とし、返礼割合が3割で(令和1年9月現在)、1件あたり1,500円相当からの返礼品とする。(商品代・梱包料・消費税を全て含む)
- (2) 宅配便送料、箱代は村が負担するものとする。
- (3) 寄付金額は返礼割合が3割になるよう村が設定するものとする。

＜寄附金額に対する返礼品等の額 参考＞

寄附金 10,000円に対する返礼品は3,000円相当

寄附金 15,000円に対する返礼品は4,500円相当

寄附金 20,000円に対する返礼品は6,000円相当

寄附金 25,000円に対する返礼品は7,500円相当

- (4) 新たな返礼品及び体験事業を提案する場合は、村と協議の上設定する。

(選考)

第3条 村長は、上記に照らし合わせた上でその内容を精査し、出品者及び返礼品として適当であると認めるときは、「戸沢村ふるさと応援基金返礼品出品事業者承認証(様式第2号)」により、申込み事業者又は個人に通知するものとする。

(取扱期間)

第4条 「返礼品」としての取扱期間は、当該年度の4月から3月までの1年間とし(季節限定品等はその都度)、その内容に変更がない場合は自動継続とし、変更がある場合は「戸沢村ふるさと納税返礼品出品休止届」を提出し、新たに申請する場合は「戸沢村ふるさと納税返礼品出品申込書」を申請するものとする。

暴力

(過失責任)

第5条 返礼品発送における過失責任の分担については、次の各号のとおりとする。

- (1) 村より依頼された発送通知の不備による返礼品の回収及び再発送に伴う、特産品代、梱包料、消費税、送料等は村が負担する。
- (2) 返礼品の誤り及び品質不良等の過失による返礼品の回収及び再発送に伴う、特産品代、梱包料、消費税、送料等は出品者が負担する。
- (3) 前号に定めるもののほか、過失責任については村と出品者協議する。

(届出義務)

第6条 次のいずれかに該当するときは、速やかに村長に届け出なければならない。

- (1) 返礼品の発送に遅延が生じたとき。
- (2) 返礼品が販売中止になったとき。
- (3) 商品の品質及び発送過程等で事故等の問題が生じたとき。
- (4) 産地や事業者又は個人の内容に変更が生じたとき。
- (5) 個人情報の漏えい・滅失・毀損の問題が生じたとき。
- (6) その他申込書の記載内容に変更が生じたとき。

(取扱の中止)

第7条 次のいずれかに該当するときは、取扱を中止する。

- (1) 提案内容に虚偽があったとき。
- (2) その他、村に損害を及ぼす行為があったとき。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和1年10月1日から施行する。